

見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会

第2回 学校運営部会

# 1月8日のスケジュール

## 校名

【確認事項】 募集要項、募集用紙について

## 校章

【確認事項】

1. 北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校章について

【協議事項】

1. 図案の作成について

2. 選定方法について

3. 補正、デザイン化について（誰が補正するのか）

# 1月8日のスケジュール

## 校歌

### 【確認事項】

1. 北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校歌について
2. 校歌が最終決定されるまでの流れ、スケジュール

### 【協議事項】

1. 校歌をどのように作るのか

# 【確認】北河原小・荒木小の校章

## 北河原小



中央に輝く星は北斗星で北河原の北の字を表しています。その下の3本の若杉の組み合わせは3つの地区の力強い結びつきと協力を表し、さらに小・中の意味をもっています。杉の左右には、「河」と「原」の字を図案化しました。北河原小中学校の児童・生徒たちが、北斗星のように高い理想をもって若杉のように健やかにすすくと伸びて育っていくことを意味しています。（昭和39年2月24日制定）

校旗校歌制定発表のしおりより

## 荒木小



後ろの羽は、金鷄（架空の鳥）の羽を表し、今まさに飛び立とうとする力と児童の底力を表現しています。

前の杉は、荒木の木であり、聖地をイメージしています。5本並べてあるのは、全体が調和する姿を表しています。（昭和15年制定）

荒木小学校沿革史 より

# 【確認】 須加小・見沼中の校章

## 須加小



外廓に行田市章をとり、この中に二線を配置し、市章の外廓と合わせて須加小の前身である三川（さんせん）小学校の伝統を表現したものです。三川とは、利根川、見沼代用水、北河原用水を指したもので、中心は行田市章の田の十字を硬化し、左右の横画と縦画との境を切断し、小を表現したものです。中央に頭文字の須を配置し、どっしりと落ち着きをもたせ、また、小の表現の外廓は糸巻の形をとり、つきることなく、くるくる回転する糸巻の膨張は須加小学校の教育の発展と、その願望とを表現したものです。（昭和39年10月12日制定）

学校要覧より

## 見沼中



# 【参考】行田市内の小中学校の校章

## 小学校

東小



西小



中央小



南小



北小



埼玉小



星宮小



太田西小



太田東小



下忍小



泉小



桜ヶ丘小



南河原小



## 中学校

忍中



行田中



長野中



埼玉中



太田中



西中



南河原中



# 【協議】校章候補の選定方法について

(事務局案)

## 1. 選定方法について

- 校章は新たに決定、作成します。

※行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」

(P 2 6 「学校再編成の進め方」を参照)

- 校章は、学校のシンボルであり、児童や地域の方々などの思いが込められたものである必要があります。新しい学校への「思い」を表現した校章デザインを数多く募るとともに、学校再編成への機運を高めるため**公募**とします。

- 募集期間は校名候補決定後、**2～3カ月**を目安とします。

※別添、他の自治体の学校再編成に係る校章作成のプロセスを参照。

---

### 協議内容

・公募としてよいか。公募以外あるか。

※次ページ、それぞれのメリット・デメリットを参照

# 【協議】 校章候補の選定方法について

公募とするかどうか

| 検討事項          |       |   |
|---------------|-------|---|
| 公募            | メリット  | <ul style="list-style-type: none"><li>・多くの方のデザインを広く収集することができる</li><li>・優秀な作品ができる可能性がある</li></ul>                      |
|               | デメリット | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校や地域のイメージが分からない方のデザインであるとズレが生じる可能性がある。</li><li>・地域の方の親しみが感じない場合もある。</li></ul> |
| 学校運営部会        | メリット  | <ul style="list-style-type: none"><li>・決定までが円滑（原案＝決定）</li><li>・地域や保護者の願いを反映できる。</li></ul>                             |
|               | デメリット | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校運営部会の負担増</li></ul>   |
| 専門家<br>(業者含む) | メリット  | <ul style="list-style-type: none"><li>・デザインとして成り立ち、補正がいらぬ。</li></ul>  |
|               | デメリット | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の思いが反映されない可能性がある。</li><li>・費用が掛かる。</li></ul>                                 |



# 【協議】 校章候補の選定方法について

(事務局案)

## 2. 選定方法の協議事項について

①対象範囲をどこまでにするか

**市内外問わず**応募可とします。

- ⇒ ・市内に居住していない卒業生も対象にするため  
・多くの作品を募るため

②応募数について

**1人何点でも応募可能**とします。

⇒多くの作品を募るため

※応募用紙1枚につき1点の応募とします。

### 協議内容

#### 【対象範囲】

- ・募集対象地域として、市内外問わずとしてよいか。
- ※市内または地域を限定して募集すべきか。
- ・募集対象年齢を設けるべきか。

#### 【応募数】

- ・1人1点とすべきか。

# 【協議】 校章候補の選定方法について

(事務局案)

## 2. 選定方法の協議事項について

### ③応募条件について

- ・新しい学校の校章としてふさわしく、**明るいイメージ**のもの。
- ・**カラー、白黒いずれも可。**  
※白黒で使用する場合も考慮し、**グラデーション、ぼかし、濃淡で表現しない**こと。
- ・**自作、未発表のもの**で、他の商標や校章の**模倣でない**もの。  
※北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校章とは別のものを作成すること。

### 協議内容

- ・他に条件を付与すべきか。  
(例) カラーの場合、○色までとするなど

# 【協議】校章候補の選定方法について

## ④ 応募方法について

1. 指定の応募用紙（市ホームページからダウンロード可）

またはA4判の用紙に図柄、作品の説明を含めた必要事項を記入。

※手書き、パソコン制作（JPEG、GIF、PNG形式）いずれも可。

2. ・持参、郵送、Eメールで教育総務課へ

・応募箱に投函

⇒応募箱設置場所：見沼中・北河原小・荒木小・須加小

応募用紙配布場所：見沼中・北河原小・荒木小・須加小、市役所、教育委員会

北河原公民館、須加公民館、荒木公民館、総合体育館、コミュニティセンター

## 協議内容

### 【応募方法】

- ・他の応募方法があるか。
- ・事務局案で提示した応募方法でよいか。（不必要なものがあるか）

# 【協議】 校章候補の選定方法について

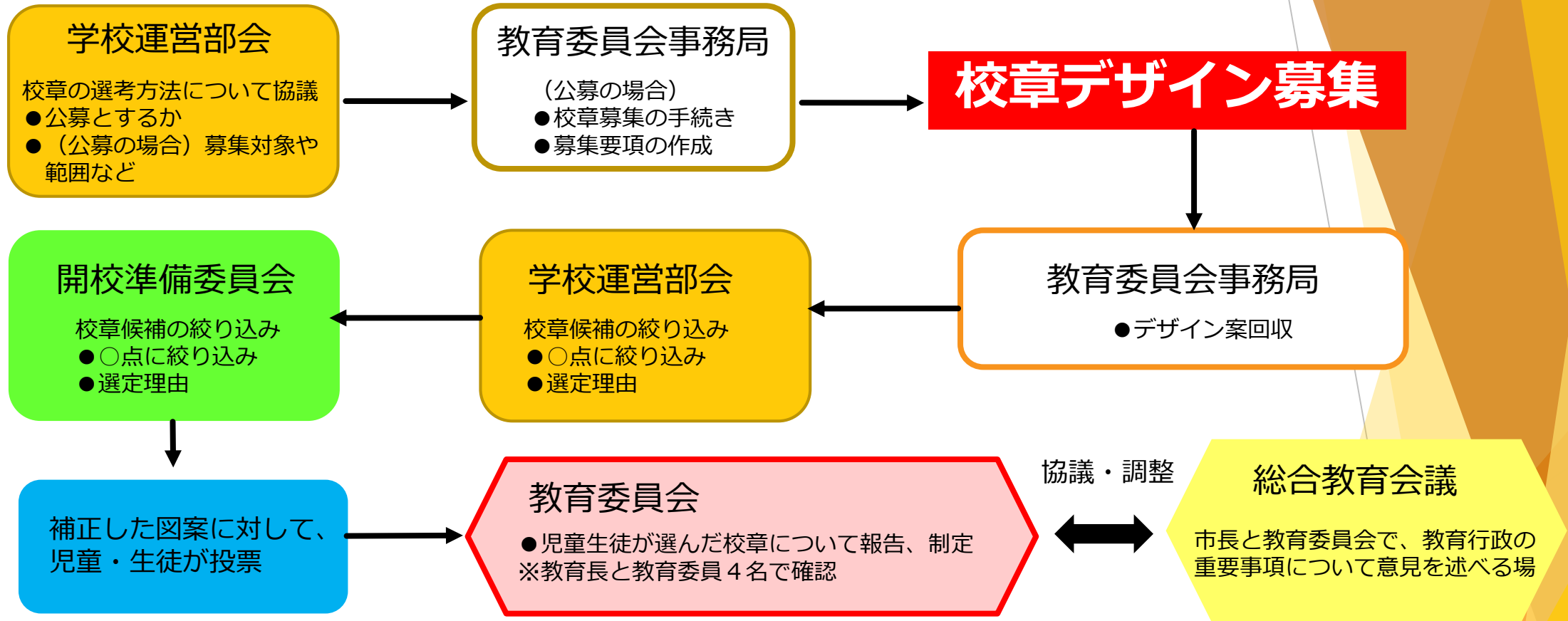
(事務局案)

## ⑤校章公募の周知方法について (参考)

- 「市報ぎょうだ」
- 学校再編・小中一貫教育だより「温故創生」  
⇒ 配布先：見沼中・北河原小・荒木小・須加小、行田市役所、  
各公民館、総合体育館、コミュニティセンターみずしろ
- 市ホームページ ⇒ 応募用紙をリンク
- 市公式ツイッター ⇒ 市ホームページにリンク
- 市公式フェイスブック ⇒ 市ホームページにリンク

# 【協議】校章候補の選定方法について

## ⑥校章が最終決定されるまでの流れ



### 協議内容

#### 【最終決定までの流れ】

- ・学校運営部会で絞り込む前に、ある程度事務局で絞り込むか。
- ・児童生徒による投票は必要か。

## 【確認】校章決定までのスケジュールについて

- ①★第2回学校運営部会で校章候補の選定方法について協議 (1月8日)
- ②★第3回学校運営部会で募集要項の確認 (令和2年2月12日)
- ③ 校章デザインの募集 ※校名候補が決定した後2～3カ月間を目安
- ④ 校章デザインの回収及び一覧作成 (令和2年9月上旬)
- ⑤★学校運営部会で校章デザイン候補を絞り込み (令和2年9月～11月)
- ⑥ 学校運営部会で決定した校章デザイン候補について、  
開校準備委員会で協議 (令和2年11月下旬)
- ⑦ 児童生徒による投票
- ⑧ 投票結果を受け、教育委員会定例会に報告 (総合教育会議で協議)

★は学校運営部会で協議します。

# 【協議】校章候補の選定方法について

## ⑦補正について

原案に対して、色合いの補正や調整、カラーの変更、モノクロである場合は、着色をすること。

(事務局案)

専門家（業者）による委託契約を締結し、補正を行ってもらう。

⇒○メリット：デザインとして成り立つ

●デメリット：費用が掛かる

※価格10万円程度が相場（市内のデザイナーより聴取）

---

## 協議内容

### 【補正について】

- ・ 専門家（業者）に依頼してよいか。
- ・ 美術の教員に依頼をするか。

## 北河原小学校 校歌

作詞 山口 平八  
作曲 鈴木 匡

一、赤城の山の朝ぼらけ  
利根の堤の夕まぐれ  
五穀は実るこの沃土  
強き身体を培いて  
北河原校これぞ我等が

母校の名

二、青苔とぎす碑の  
歴史は古し我が故郷  
人は和らぐこの楽土  
正しく清き心もて  
学びの道にいそしまむ  
北河原校これぞ我等が

母校の名

三、北斗の如く輝きて  
希望の翼はばたきつ  
日に新たなる人の世に  
高き理想の旗を掲げ  
学びの道にいそしまむ  
北河原校これぞ我等が

母校の名

## 【確認】北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校歌

(昭和39年2月24日制定)



## 荒木小学校 校歌

作詞 秋山 明德  
作曲 折山 俊也

一、流れはつきぬ 大利根と  
見沼ぎくくも 果てしなく  
川面にしのぶ 遠き世の  
人の心が おねにわき  
受けつぎ結び 友と語りて  
明日の希望に ゆめは楽しく

二、緑豊かな この里に  
太子のすがた 拝しつつ  
文化の花を はぐくみて  
心正しく 手をつなぎ  
働き学ぶ 我等の歩み  
幸あるまどに 喜びみたり

三、くれないにおう あやにしき  
栄えある校旗 さがしつづ  
すぎのわか木の 伸びること  
からだをきたえ わざを練り  
進む世界の 理想に燃えて  
ともにはばたけ 強くおおしく

ああ限りなく  
美しく 光あり  
なつかしき わが母校

荒木小学校

(昭和37年2月制定)

## 【確認】北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校歌

### 須加小学校 校歌

作詞 宮沢 章二  
作曲 大中 恩

一、利根の朝日に 水鳥が  
高く羽ばたく 須加の空  
伸びる力は 松となり  
におうみどりの 土に立つ

二、望みあふれる 庭に来て  
会うはまことの 花の友  
風にあかるく 手をとれば  
ひかる未来の 声が呼ぶ

三、利根の夕映え 水染めて  
窓にきらめく 須加の灯よ  
消えることなく あたたかく  
遠い教えの 道照らす

(昭和40年制定)

## 【確認】北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校歌

### 見沼中学校 校歌

作詞 見沼中学校国語研究部  
作曲 町田 隆一

#### 一、光輝く武蔵野の

大地に立てりわが母校  
南はるかに富士を見て  
緑のかおりみちわたる  
あすの文化を創ろうよ  
われらの見沼 見沼中学校

#### 二、利根の流れの水すみて

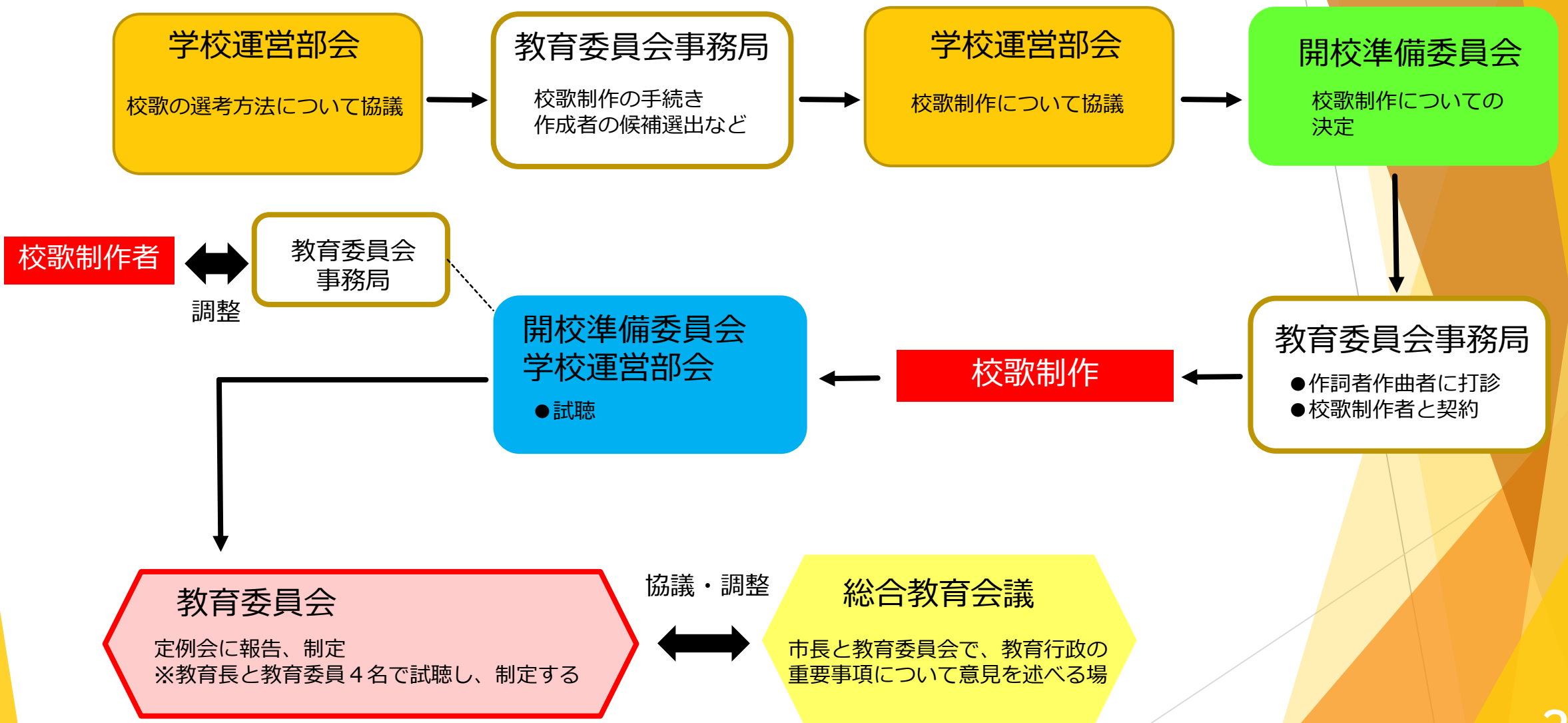
のびゆく心うつして  
実りゆたかなこの郷土に  
大志をいだきつらぬきて  
あすの希望をはたそうよ  
われらの見沼 見沼中学校

#### 三、見沼桜のやさしさも

仲よく進めと教えてる  
大和の精神おねにひめ  
よき伝統をつみあげて  
あすに向って展びようよ  
われらの見沼 見沼中学校

(昭和42年1月23日制定)

# 【確認】校歌が最終決定されるまでの流れについて



## 【確認】校歌制定までのスケジュールについて

- ①★第2回、第3回学校運営部会で校歌の作成方法について協議  
(令和2年1月8日、2月12日)
- ② 校歌制作者の候補調査 (令和2年3月～4月)
- ③★学校運営部会で校歌制作者の絞り込み (令和3年1月までに)
- ④ 学校運営部会で絞り込んだ制作者を開校準備委員会で協議・決定  
(令和3年2月までに)
- ⑤ 制作者に打診・契約 (令和3年5月までに)
- ⑥ 制作者による校歌作成 (令和3年11月までに)
- ⑦★学校運営部会、開校準備委員会で試聴  
※場合によって制作者との調整 (令和3年12月までに)
- ⑧ 教育委員会で制定

★は学校運営部会で協議します。

# 【協議】校歌の制作方法について

(事務局案)



## 1. 作成について

- 校歌は新たに作成します。

※行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」

(P 2 6 「学校再編成の進め方」を参照)

※別添、他の自治体の学校再編成に係る校歌についての制作プロセスを参照

### 協議内容

- ・全く新しい校歌を作成してよいか。
- ・4校のうち1校のメロディーに、歌詞を新校をイメージするものに変えるか。



### 懸念事項

既存の校歌のメロディーに歌詞を変える場合は、作詞、作曲者またはその親族に了解を得ることが困難な可能性あり

# 【協議】校歌の制作方法について



## 1. 作成方法について

- 作詞、作曲について

【作成のパターン】

| パターン | A    | B        | C   | D    | E    | F        |
|------|------|----------|-----|------|------|----------|
| 作詞   | 音楽家  | 教職員      | 公募  | 教職員  | 公募   | 音楽家      |
| 作曲   | 音楽家  | 音楽家      | 音楽家 | 教職員  | 教職員  | 教職員      |
| 費用概算 | 100万 | 50万+謝礼程度 | 50万 | 謝礼程度 | 謝礼程度 | 50万+謝礼程度 |

※作曲は音楽家か教職員に絞った。

※音楽家は50万円として計算。

※公募は費用なし。

※教職員は謝礼程度とした。

【参考】別紙、他の自治体の学校再編成に関する校歌の作成方法について

# 【協議】校歌の制作方法について

(事務局案)



## 1. 作成方法について

### ●作詞、作曲について

(事務局案) A案で制作

①作曲者⇒音楽家

②作詞者⇒音楽家 ※学校運営部会で協議した「イメージ」を伝え、作成していただく。

◎できれば作詞・作曲セットでお願いしたい。

⇒事務局との調整がしやすい。

【参考】手順として、作曲者を選定した後、作曲者から紹介していただいた作詞者に作詞していただくパターンが多い。(市内の音楽教諭から聴取)

## 協議内容

- ・作詞者、作曲者は他のパターンにするか。
- ・公募とするならば、「歌詞か」「単語か」
- ・公募とするならば、募集する対象はどうするか。

※次ページ、それぞれのメリット・デメリットを参照



## 【参考】作曲者の制定 メリット&デメリット

| 作曲者 | メリット・デメリット |  |
|-----|------------|--|
| 音楽家 | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"><li>・制作までスムーズにできる。</li><li>・校歌としてクオリティが高いものができる。</li></ul>     |
|     | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかかる。</li><li>・音楽家を誰にするか選定に時間がかかる場合がある。</li></ul>       |
| 教職員 | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校や地域の特色を表現しやすい。</li><li>・費用は謝礼程度。</li></ul>              |
|     | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"><li>・本業とは別になるので、負担がかかる。</li><li>・誰も引き受ける方がいない可能性もある。</li></ul> |



# 【参考】歌詞の制定方法 メリット&デメリット

| 制作方法                      | メリット・デメリット |   |
|---------------------------|------------|---|
| 歌詞を公募                     | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方の作品を広く収集することができる。</li> <li>・優秀な作品が出る可能性もある。</li> <li>・費用がかからない。</li> </ul>            |
|                           | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や地域の方の思いが反映していないこともある。</li> <li>・著作権をチェックしなければいけない。</li> </ul>                          |
| 単語を公募し、<br>作詞を専門家に<br>依頼  | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域の特色を表現しやすい。</li> <li>・校歌としてクオリティが高いものができる。</li> </ul>                                |
|                           | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単語を指定するなど、「縛り」があると専門家が制作しずらく、引き受けてくれない可能性がある。</li> <li>・費用がかかる。</li> </ul>                |
| イメージを伝え、<br>作詞を専門家に<br>依頼 | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域の特色を表現しやすい。</li> <li>・校歌としてクオリティが高いものができる。</li> <li>・あまり「縛り」がないので、制作しやすい。</li> </ul> |
|                           | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作詞者自身の思いが入ってしまう場合もある。</li> <li>・費用がかかる。</li> </ul>  |
| 専門家に<br>全面的に依頼            | ○メリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制作までスムーズにできる。</li> </ul>  |
|                           | ●デメリット     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用がかかる。</li> </ul>  |